

平成30年12月27日

組 合 員 各 位

胎内市農業協同組合

代表理事組合長 齋藤和信



共済規程の一部変更について、下記のとおり平成30年12月27日の理事会において議決しましたので、定款第55条第2項の規定にもとづき掲示いたします。

なお、変更の内容については、今後、新潟知事の承認を受け、効力が生ずることとなります。

記

1. 変更内容

自動車損害賠償責任共済について、e-JIBAIを導入することに伴い、共済規程の一部を変更する。

2. 実施時期

平成31年4月1日

以 上